

令和3年3月8日

枚方市発注工事等を受注される皆様へ

枚 方 市

公共工事設計労務単価の改定（令和3年3月以降適用分）
に伴う技能労働者への適切な賃金水準の確保について

令和3年3月から適用する公共工事設計労務単価（新労務単価）の運用について、本市では、令和3年3月8日付けでお知らせしましたとおり、新労務単価の早期適用を図るとともに、令和3年3月1日以降に契約を行った工事等（※）について、旧労務単価に基づく契約金額を新労務単価に基づく契約金額に変更するための特例措置を講じるなど、適切な賃金水準の確保に努めているところです。

上記趣旨をご理解いただき、元請企業と下請企業の間で既に締結している請負契約の金額の見直しや、技能労働者への賃金水準の引き上げ等について適切に対応していただきますようお願いいたします。

（※）令和3年3月1日以降に契約を行う工事請負契約及び委託契約（公共工事設計労務単価を使用して積算する案件に限る。）のうち、旧労務単価を適用して予定価格を積算しているものをいいます。

総務部 契約課